



ヨシ刈り取りボランティア募集

宍道湖の水環境改善を目的に、国・県・松江市・出雲市が連携して、平成13年度から25年度に宍道湖岸にヨシを植栽しました。そのヨシを刈り取るボランティアを募集しています。ヨシの刈り取りは、冬になって枯れたヨシの湖岸への滞留や湖の中で腐ってしまうことを未然に防ぐことで、水質浄化につなげる取組です。宍道湖の水質を守るためボランティアに参加しませんか。



- と き：**平成29年 ①12月9日(土)
平成30年 ②2月10日(土) ③2月24日(土) ④3月3日(土) 計4回 ★いずれも午前9時～11時
- と ころ：**宍道湖西岸なぎさ公園(斐川町坂田宍道湖岸)ほか 【現地集合・現地解散】
※詳細はお申し込み後にお知らせします。
- 内 容：**鎌を使つてのヨシ刈り取り、運搬、ごみ拾いなど。
- 対 象：**どなたでも。中学生以下の方は、保護者同伴。企業・団体での参加も大歓迎です。
- 申込方法：**下記申込み先にご連絡ください。折り返し「参加申込書」が送付されます。
ホームページからも申し込みめます。
- 申込締切：**平成29年 ①12月4日(月) / 平成30年 ②2月5日(月)、③④2月14日(水)
- 持 ち 物：**長靴、防寒着、タオルなど。★鎌・軍手は準備します。傷害保険も加入します。
- おたずね：**宍道湖水環境改善協議会事務局(松江市環境保全課内)
申し込み 〒690-0826 松江市学園南1丁目20-43 Tel.0852-55-5271 Fax.0852-55-5497
電子メールk-hozen@city.matsue.lg.jp ホームページ<http://www.shinjiko-dandan.jp>



ヨシって どんな植物？

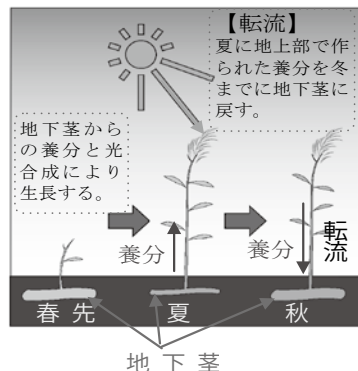
- ヨシは湖沼や河川の水辺、湿気が多くじめじめした場所に見られるイネ科の多年生植物です。盛夏によく生長し、高さは2mほどにもなる、とても背の高い植物です。
- ヨシは8月～10月ごろに茎の先に穂のような花を咲かせ、その後10月～3月には枯れますが、地下に広がった地下茎は冬を越え春にはそこから新芽がでてきます。
- 宍道湖の水辺にも、砂浜などの自然な場所で見られ、様々な生き物のすみかになったり、水をきれいにする働きがあります。



宍道湖の水辺のヨシ

【ヨシの生態】 ヨシは、生長期につくった養分を、地下茎に貯めておき、翌年春に生長するときに使います。
(季節変化) ヨシの地上部は1年で枯れてしましますが、地下茎は数年間生き続けます。

【ヨシの中の養分の動き】



	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
成長期		7月の終わり～8月頃がいちばん生長するとき								地上部は1年で枯れて、2～3年枯れたままで残る		
開花・結実期												
休眠期												

前の年の秋に地下茎にためておいた養分をつかって地上部が生長する


地上部の養分を地下茎にためて、地上部は枯れる



4月：新芽の頃



8月：ヨシの最盛期



11月：転流期



2月：休眠期

ごみ出しはルールを守って、正しく出しましょう。



ごみ出しは、収集日の朝8時30分までに

ごみを出す日は、お住まいの地区の「ごみ収集カレンダー」で確認し、収集日の朝8時30分までに、決められた場所へ出してください。



必ず指定袋または収集券を使って

ごみは、指定袋に入れるか、指定袋に入らないごみは収集券を貼って出してください。
※重さや大きさによっては、粗大ごみの扱いとなる場合があります。



名前の記入を

指定袋または収集券には名前を書いて出してください。



正しく分別

市の定めた分別に従い、正しく分別して出してください。
分別区分は「ごみの分け方・出し方ガイドブック」をご覧ください。
※ガイドブックは、本庁または各支所においています。



袋の容量の範囲内で

指定袋は袋の持ち手が結べる程度の容量で出してください。
重さの制限(大10kg・小6kg)もあります。

★これらが守られていないものは、収集しません。

★集積箱を設置されていない場合、燃えるごみは防獣ネットをかぶせるなど飛散防止の措置を講じてください。



～リチウムコイン電池の回収～

水銀を含まないリチウムコイン電池(型式記号がCR及びBRのもの)は、市役所環境施設課及び各支所環境担当窓口で回収しています。



出雲市の燃えるごみは、6割が「生ごみ」、2割を「紙ごみ」が占めています。これらを減らす取り組みについて、改めて考えてみましょう。

★生ごみの減量

(ごみの水切り)

家庭から出る燃えるごみの約6割が生ごみで、生ごみの約8割が水分と言われています。つまり、燃えるごみ袋(大)に、いっぱいのごみ(10kg)を出したとき、その中には、約4.8kgの水が入っている計算になります。

こうした燃えるごみは、エネルギーセンターで燃やすわけですが…。当然のことながら、水分をたつぷりと含んだものは簡単に燃えません。燃やす前にはごみを乾かすために多くのエネルギー(燃料・熱)が必要とされ、処理費用も余分にかることとなります。

そこで、家庭で調理の際に出る生ごみはできるだけ「濡らさない」、生ごみをごみ袋に入れる前には「ギュッとひとしぼり」するなど、ひと手間かけるだけでごみの減量、ひいては処理費用の削減につながります。

(食品ロスの削減)

まだ食べられるのに捨てられている食べ物、いわゆる「食品ロス」は、国内で年間約600万トン以上発生しています。年末にかけて、忘年会など会食の機会が増えることと思います。こうした宴会時には、開宴後30分間とお開き前の10分間は、出された料理を食べる時間を設ける「30・10運動」に取り組み、食べ残しが無いよう心掛けましょう。



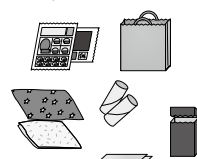
★紙ごみのリサイクル

リサイクルできる「雑がみ」の多くが燃えるごみとして出されています。

「雑がみ」は、紙袋などに入れてひとまとめにし、ひもでしばって最寄りのリサイクルステーションに出してください。

◎リサイクルできる主な雑がみ

- ・使用済みコピー用紙
- ・紙袋
- ・封筒
- ・はがき
- ・包装紙
- ・カレンダー
- ・ノート
- ・紙製の箱(ティッシュ、お菓子など)
- ・トイレットペーパーの芯



×リサイクルできない主なもの

- ・臭いのついた紙(石鹸箱・線香箱など)
- ・汚れた紙(ビザの箱など)
- ・感熱性発泡紙(主に点字書物)
- ・アイロンプリント紙
- ・印画紙(写真)
- ・アルミ箔の紙(酒類の紙パックなど)
- ・感熱紙(レシート、ファクス用紙)
- ・防水加工された紙(紙コップ、紙皿)
- ・複写伝票(カーボン紙など)
- ・粘着物のついた紙(シール、圧着はがき)
- ・和紙(半紙、障子紙など)

おたすね：環境施設課

TEL 0854-69988